

奈良県選挙管理委員会告示第百八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第一号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

令和八年一月二十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 福井英之

別紙のとおり

名称	所在地
高山ちどり別館	生駒市高山町8030
グランダ学園前	奈良市学園大和町5-748-1